

IV 参 考 資 料

(1) 水質汚濁に係る環境基準等について（抜粋）

昭和 46 年 12 月 28 日 環境庁告示第 59 号

改正 昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123・平 20 環告 40・平 21 環告 78・平 23 環告 94・平 24 環告 84・平 24 環告 127・平 25 環告 30・平 26 環告 39・平 26 環告 126・平 28 環告 37・平 31 環告 46・令 3 環告 62・令 5 環告 6・令 7 環告 5

（内 容）

環境基本法第 16 条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。

項 目	基 準 値
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1、2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1、1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1、3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふつ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1、4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

別表 2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU/ 100 mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100 CFU/100 mL 以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1 級：ヤマ、イナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

- (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/ 100 mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100ml以下とする。
- 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml以下とする。
- 5 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用水
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用水
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種、工業用水、 農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

(3) 海域

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン濃 (pH)	化学的酸素要 求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/ 100 mL 以下	検出されない こと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—

備考

1 アルカリ性法とは次のものをいう。

(省略)

2 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 C F U / 100ml 以下とする。

3 大腸菌数に用いる単位は C F U （コロニー形成単位 (Colony Forming Unit) ） / 100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注：1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

- 2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	L A S
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下

備 考

- 1 基準値は、年間平均値とする。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上

備 考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

[参考] 要監視項目及び指針値

水質汚濁に関する環境基準のほか、要監視項目が定められている。要監視項目は、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質をいい、公共用水域における人の健康の保護に係る項目として 27 項目、水生生物の保全に係る項目として 6 項目が設定されている。

1 人の健康の保護に係る項目

項目	指針値	項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	トルエン	0.6 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	キシレン	0.4 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下	モリブデン	0.07 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	アンチモン	0.02 mg/L 以下
オキシシン銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	全マンガン	0.2 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下	ウラン	0.002 mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下		

備 考

- 1 PFOS 及び PFOA の指針値については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

2 水生生物の生息状況の適応性に関する要監視項目

(1) 河川及び湖沼

項目 類型	基	準	値
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	0.7 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	1 mg/L 以下
生物特A	0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下
生物B	3 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	1 mg/L 以下
生物特B	3 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	1 mg/L 以下

項目 類型	基	準	値
	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	0.001 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	0.0007 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
生物B	0.004 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特B	0.003 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下

(2) 海域

項目 類型	基	準	値
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	0.8 mg/L 以下	2 mg/L 以下	0.3 mg/L 以下
生物特A	0.8 mg/L 以下	0.2 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下

項目 類型	基	準	値
	4- <i>t</i> -オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
生物A	0.0009 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物特A	0.0004 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

(2) 県内公共用水域の全窒素及び全りんに係る水質環境依順の水域類型指定状況

水 域	範 囲	類 型	達 成 期 間	水 質 目 標 等	告示年月日
涸 沼	全 域	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(R6年度暫定目標) 全窒素 1.7 mg/L 全りん 0.087 mg/L	12年3月30日 (県 告 示)
霞ヶ浦	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(R7年度目標) 全窒素 0.77 mg/L 全りん 0.087 mg/L	61年4月5日 (環境庁告示)
北 浦	全 域 (鰐川を含む)	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(R7年度目標) 全窒素 1.2 mg/L 全りん 0.12 mg/L	
常陸利根川	全 域	Ⅲ (※)	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(R7年度目標) 全窒素 0.76 mg/L 全りん 0.093 mg/L	
牛久沼	全 域	Ⅳ	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	(R8年度予測値) 全窒素 1.2 mg/L 全りん 0.074 mg/L	14年12月19日 (県 告 示)

注：1 (※)については、湖沼の特性等にかんがみ、当面類型Ⅳの達成に努めるものとする。

2 水域の欄中の霞ヶ浦、北浦及び常陸利根川とは、それぞれ環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）別表の一のホ、へ及びトに規定されている水域である。

(3) 県内公共用水域の水生生物の保全に係る水質環境基準類型指定状況

水系	水域		範囲	類型	達成 期間	告示年月日
多賀水系	里根川水域	里根川	全域(八反川、境川、関山川を含む)	生物A	イ	20 年 3 月 27 日 (県告示)
	江戸上川水域	江戸上川	全域	生物B	イ	
	大北川水域	大北川	全域(宿川、木皿川を含む)	生物A	イ	
		花園川	全域(根古屋川を含む)	生物A	イ	
	塩田川水域	塩田川	全域	生物B	イ	
	関根川水域	関根川	全域(前川橋から関根川合流点までの関根前川、猪田川、玉川含む)	生物B	イ	
		関根前川	前川橋より上流	生物A	イ	
	花貫川水域	花貫川	全域	生物A	イ	
	十王川水域	十王川	全域	生物A	イ	
久慈川水系	久慈川水域	久慈川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物A	イ	20 年 3 月 27 日 (県告示)
		八溝川	全域	生物A	イ	
		押川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物A	イ	
		滝川	全域	生物A	イ	
		玉川	全域	生物B	イ	
		浅川	全域	生物B	イ	
		山田川	全域(竜神川含む)	生物A	イ	
		里川	全域	生物A	イ	
		茂宮川	全域	生物B	イ	
新川水系	新川水域	新川	全域	生物B	イ	20 年 3 月 27 日 (県告示)
那珂川水系	那珂川水域	那珂川下流	新那珂川橋より下流	生物B	イ	22 年 9 月 24 日 (環境省告示)
		中丸川	全域(大川、本郷川を含む)	生物B	イ	23 年 3 月 31 日 (県告示)
		早戸川	全域(大井川を含む)	生物B	イ	
		藤井川	全域	生物A	イ	
		塩子川	全域	生物A	イ	
		緒川	全域	生物A	イ	
		桜川	全域(沢渡川、逆川を含む。)	生物B	イ	
	湊沼川水域	湊沼川(1)	湊沼流入点より上流(飯田川を含む)	生物B	イ	
		湊沼川(2)	湊沼流出点から那珂川との合流点まで	生物B	イ	
		湊沼	全域	生物B	イ	
		石川川	全域	生物B	イ	
		大谷川	全域	生物B	イ	
		寛政川	全域	生物B	イ	
		湊沼前川	全域	生物B	イ	

水系	水域		範囲	類型	達成 期間	告示年月日
利根川 水系	利根川水域	利根川中・ 下流	板東大橋より下流	生物B	イ	21年3月31日 (環境省告示)
		渡良瀬川4	袋川合流点より下流	生物B	イ	
		向堀川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		磯川	全域	生物B	イ	
		下大野水路	全域	生物B	ロ	
		宮戸川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		大川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		鵜戸川	全域	生物B	イ	
		飯沼川	全域	生物B	イ	
		西仁連川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		東仁連川	全域	生物B	イ	
	霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全域	生物B	イ	21年3月31日 (環境省告示)
		新利根川	全域	生物B	イ	21年4月2日 (県告示)
		小野川	全域	生物B	イ	
		清明川	全域	生物B	イ	
		花室川	全域	生物B	イ	
		備前川	全域	生物B	イ	
		桜川	全域	生物B	イ	
		新川	全域	生物B	イ	
		境川	全域	生物B	イ	
		一の瀬川	全域	生物B	イ	
		菱木川	全域	生物B	イ	
		恋瀬川	全域	生物B	イ	
		山王川	全域	生物B	イ	
		園部川	全域	生物B	イ	
		梶無川	全域	生物B	イ	

水系	水域		範囲	類型	達成 期間	告示年月日
利根川 水系	北浦水域	北浦	全域	生物B	イ	21 年 3 月 31 日 (環境省告示)
		雁通川	全域	生物B	イ	21 年 4 月 2 日 (県告示)
		蔵川	全域	生物B	イ	
		山田川	全域	生物B	イ	
		武田川	全域	生物B	イ	
		巴川	全域	生物B	イ	
		銚田川	全域	生物B	イ	
		大洋川	全域	生物B	イ	
		流川	全域	生物B	イ	
	常陸利根川 水域	常陸利根川	全域	生物B	イ	21 年 3 月 31 日 (環境省告示)
		夜越川	全域	生物B	イ	21 年 4 月 2 日 (県告示)
		前川	全域	生物B	イ	
	小貝川水域	小貝川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		五行川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		大谷川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	
		糸繰川	全域	生物B	イ	
		八間堀川	全域	生物B	イ	
		中通川	全域	生物B	イ	
		谷田川(1)	牛久沼流入点より上流(蓮沼川を含む)	生物B	イ	23 年 3 月 31 日 (県告示)
		谷田川(2)	牛久沼水門から小貝川合流点まで	生物B	イ	
		牛久沼	全域	生物B	イ	
		稲荷川	全域	生物B	イ	
		西谷田川	全域	生物B	イ	
	鬼怒川水域	鬼怒川2	田川合流点より上流	生物A	イ	21 年 3 月 31 日 (環境省告示)
		鬼怒川3	田川合流点より下流	生物B	イ	
		田川	全域(茨城県に属する水域に限る)	生物B	イ	21 年 4 月 2 日 (県告示)

(4) 水質測定結果の評価方法

ア 人の健康の保護に関する環境基準（平成5年3月8日付け水質保全局通達環水管第21号）

（ア） 人の健康の保護に関する項目（全シアン、総水銀、アルキル水銀、PCBを除く）

同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値により評価する。

（イ） 全シアン

同一測定点における年間の総検体の測定値の最高値により評価する。

（ウ） 総水銀

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」（昭和49年12月23日付け環水管第182号、環境庁水質保全局長通知）記の2に定めるとおりとする。

（エ） アルキル水銀、PCB

同一測定点における年間のすべての検体の測定値が不検出であることをもって環境基準達成とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

（ア） 生活環境の保全に関する項目（BOD、COD、全窒素、全りん及び水生生物の保全に関する項目を除く）

測定されたデータ（日間平均値）が、通常の状態以外のもとの測定されたデータを除き、すべて環境基準値を満足することをもって環境基準が達成されているものとする。

（イ） BOD及びCOD（昭和52年7月1日付け水質管理課長回答環水管第52号）

・環境基準の類型指定を指定する際の水質測定結果の評価方法について

環境基準の水域類型をあてはめるための水質測定結果については、年間を通じた日間平均値の全データのうち、あてはめようとする類型の基準値を満たしているデータの占める割合をもって評価するが、その割合が75%以上ある場合、その基準に適合しているものと評価する。

なお、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合は、以下の方法により求めた「75%水質値」を用いるものとする。

75%水質値……年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べ0.75×n番目（nは、日間平均値のデータ数）のデータ値をもって75%水質値とする（0.75×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。）。

・環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

環境基準地点において、年間を通じて環境基準に適合していたか否かを判断する場合には、上記と同様に年間を通じた日間平均値の全データのうち75%以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

・複数の環境基準点を持つ水域における水質測定結果の環境基準に対する適合性についての判断方法について

これについては、当該環境基準類型あてはめ水域内のすべての環境基準地点において、環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。

(ウ) 全窒素及び全りん（昭和60年7月15日付け水質保全局通達環水管第152号）

表層の年間平均値により行うものとする。

(エ) 水生生物の保全に関する項目（平成18年6月30日付け水環境課長通知環水大水発第060630001号、環水大土発第060630001号）

年間平均値が当該水域にあてはめられた類型の環境基準に適合している場合に、当該水域が環境基準を達成しているものと判断する。